

「教育研究等への効果」に関する評価の方法について（案）

概要

- 評価案について、委員で分担いただき、各法人から提出された要求資料をご確認いただく。
- 評価案に修正がある場合は、別添（コメントシート）の「修正意見」及び「コメント＜修正する理由＞」欄にご記入いただく。
- なお、利害関係のある法人の事業については、施設検討会の運営規則に基づき、評価は行わない。

評価の対象

- カテゴリー①～⑤のうち、総合評価案が「S」「A」「B」評価の事業を対象とする。

各委員の担当

○各法人ごとに分担していただく。

※昨年度はカテゴリーごとに分担していただいたが、法人ごとの事業の一連性を考慮して、分担を工夫。

※外部パブリックスペース整備事業（外部PS）が含まれる法人は〇〇委員のご担当

スケジュール

- | | |
|-----------|--|
| ～8月 3日（月） | 各委員において評価の実施、事務局へ修正案の提出 |
| ～8月10日（月） | 事務局における各委員の修正案のとりまとめ |
| 8月20日（木） | 国立大学法人等施設整備に関する検討会（第3回）の開催 <ul style="list-style-type: none">・「事業選定の考え方」の決定・平成28年度概算要求事業の選定 |